

Topics

1.



農のある暮らしづくり協議会について
(振り返り)

問い合わせ先 都市計画課



まちづくり条例に基づく市民主体のまちづくり

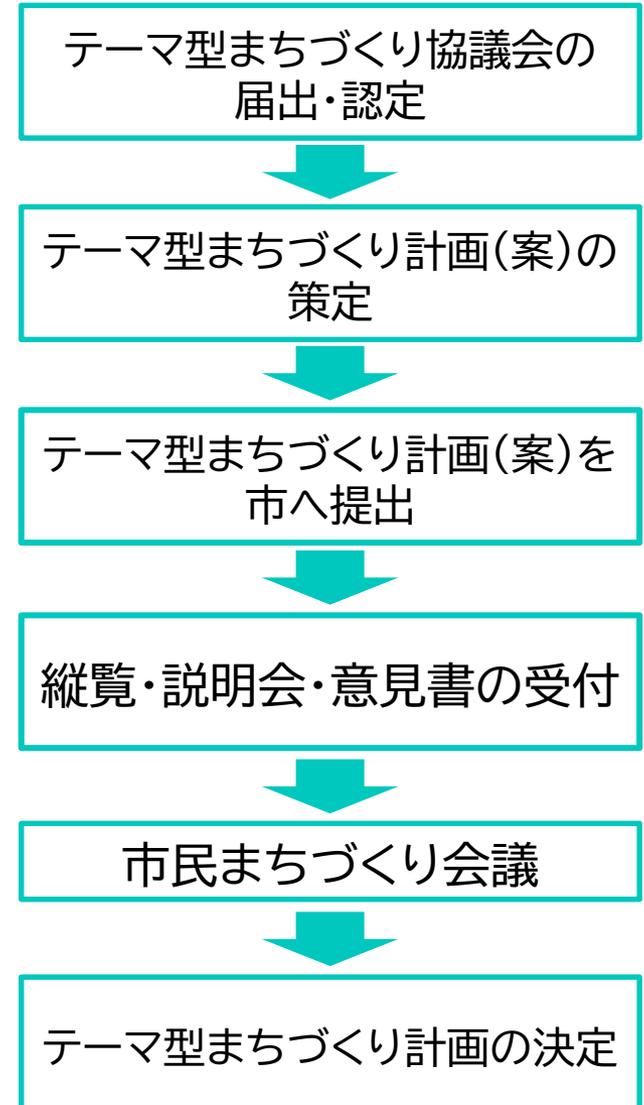
- まちづくり条例第24条に基づくテーマ型まちづくり協議会の認定がなされた
- テーマ型まちづくり協議会認定申請書
 - ・協議会の名称 …農のある暮らしづくり協議会
 - ・活動地区 …日野市全域
 - ・設立年月日 …2018(平成30)年6月27日
 - ・構成員数 …26人

→ 計画検討期間を経て、協議会から市へ計画書の提案がされた



(参考) テーマ型まちづくりとは？

- 環境や防災など、地区に限定されない特定のテーマについて、良好なまちづくりを目的とした計画や仕組みを市民が提案できる仕組みです。
- テーマ型まちづくり協議会は、市民、行政含む関係者の意見を反映させて、テーマ型まちづくり計画を策定します。





社会背景及び都市緑地法等の改正の概要

- 農家(家族)で農業継承することは終身農業の覚悟が必要
 - 市町村の都市農業政策の対象は基本的に「**農業者**」
- 平成30年度の都市緑地法等の法改正のねらい
 - ⇒ 農地は「**宅地化すべきもの**」から「**都市にあるべきもの**」へ
 - 多様な主体による農業継承、農家も継承・規模拡大が可能
 - 市町村の都市農業・都市農地政策の対象は「**農業者**」に加え、「**地域社会**」の観点追加された

→ 農業者の高齢化・担い手不足から農地を保全するため、
農業経営形態・農業利用の多様性が求められており、
法改正がなされた



1. 農のある暮らしづくり協議会について

市の計画との整合性 (日野市まちづくりマスタープラン)

● 1-1. 水音と土の香りがするまちをつくる

「緑・農の拠点」の
保全・継承

日野の原風景であるとともに、現在でも農業が営まれ、市の産業と市民生活を支える食糧生産地として、倉沢・新井・西平山・川辺堀之内・東光寺地区を「**農の拠点**」として保全していきます。

● 3-3. とれたての作物を食べよう

環境資源としての
農地の保全と活用

■ 農地が持つ多面的な機能の一つである、環境保全や防災上など、オープンスペースとして有効に機能するものについては、環境資源として積極的に保全していきます。

■ 農地については、体験農園や市民農園等へ積極的に整備し、環境教育や市民のレクリエーションの場として活用していきます。

→ 本協議会設立の目的や活動方針は、社会情勢や市の計画に整合するものと判断し、協議会を認定した。

Topics

2.



農のある暮らしづくり計画書(案)について

問い合わせ先 都市計画課



本編 目次

➡ POINT

1. 農のある暮らしづくり協議会の活動目的

➡ 2. 農業と農のある暮らしの連携について

3. 協議会が描く農のある暮らし

4. 「農」に関わる活動を持続・発展させる上での現状と課題

(1) 「人」に関する現状と課題

(2) 「場所」に関する現状と課題

(3) 「仕組み」に関する現状と課題

5. 農のある暮らしを持続的に発展させる取組の方向性

(1) 新たな農の価値を創出し農のある暮らしを担う人材を発掘し繋げる

(2) 農のある暮らしの活動拠点毎の課題を把握し、地域の実情に合わせた活動支援をする

➡ (3) 農のある暮らしの活動が持続・発展する仕組みを整える

6. 農のある暮らしの事例・モデルプラン

➡ 7. 農のある暮らしの実現に向けて



2.農のある暮らしづくり計画書について

資料編

- 事例紹介①【農でつながる生き生き会議 ～農の新たな価値創出のための対話・交流の場～】
- 事例紹介②【ひのうバル・キョテンベジくらぶ ～農の新たな販売拠点の創出～】
- 事例紹介③【キャナルマーケット ～農をテーマとした新たな価値創出～】
- 事例紹介④【コミュニティガーデン・三鷹市】
- 事例紹介⑤【農の学校 農的スキルを身に着ける援農市民養成講座・日野市】
- 事例紹介⑥【くにたち農園の会 ～安定した運用を行うために複数の団体による運営を行う～】
- 事例紹介⑦【地域活動に取り組むNPO・市民活動団体を支える寄付・京都地域創造基金】
- 事例紹介⑧【みどり税 ～地域活動に取り組むNPO・市民活動団体を支える寄付～・横浜市】
- 【資料1】日野市における中学校区別「緑・農・用水路」に関わる活動
- 【資料2】コミュニティガーデンづくりのステップ



重要

農のある暮らしづくり計画とは？

- ▶ 市民団体による農地保全を実現していくための計画
 - ✓ 農地を、農作物の生産だけでなく、防災、環境教育、自然体験等のより多様な価値のある土地利用として保全、利活用をしていきたい。
 - ✓ 従来の都市農業に加え、新たな農のある暮らしの取組みによる、多様な農地の在り方を実現していきたい。
 - 農地や農業者(その後継者)の減少が続いているが、2018年の法改正によって制度上、農業者以外の市民団体等にも農地の貸借が可能となっている(意識や考え方への働きかけが必要)
 - 農地の利活用には、農業委員会または市民に対し、それぞれ農業やその制度等に対する正しい理解が必要。

【進め方】

- ✓ 市民活動による「農のある暮らし」の趣旨を理解してもらうため、農地以外の利活用可能な場所(公園・緑地・空き地等)において、取組みを実践する。
- ✓ 取組みの趣旨を理解してくれた農家と徐々に連携し、利活用することで農地の保全を図る。



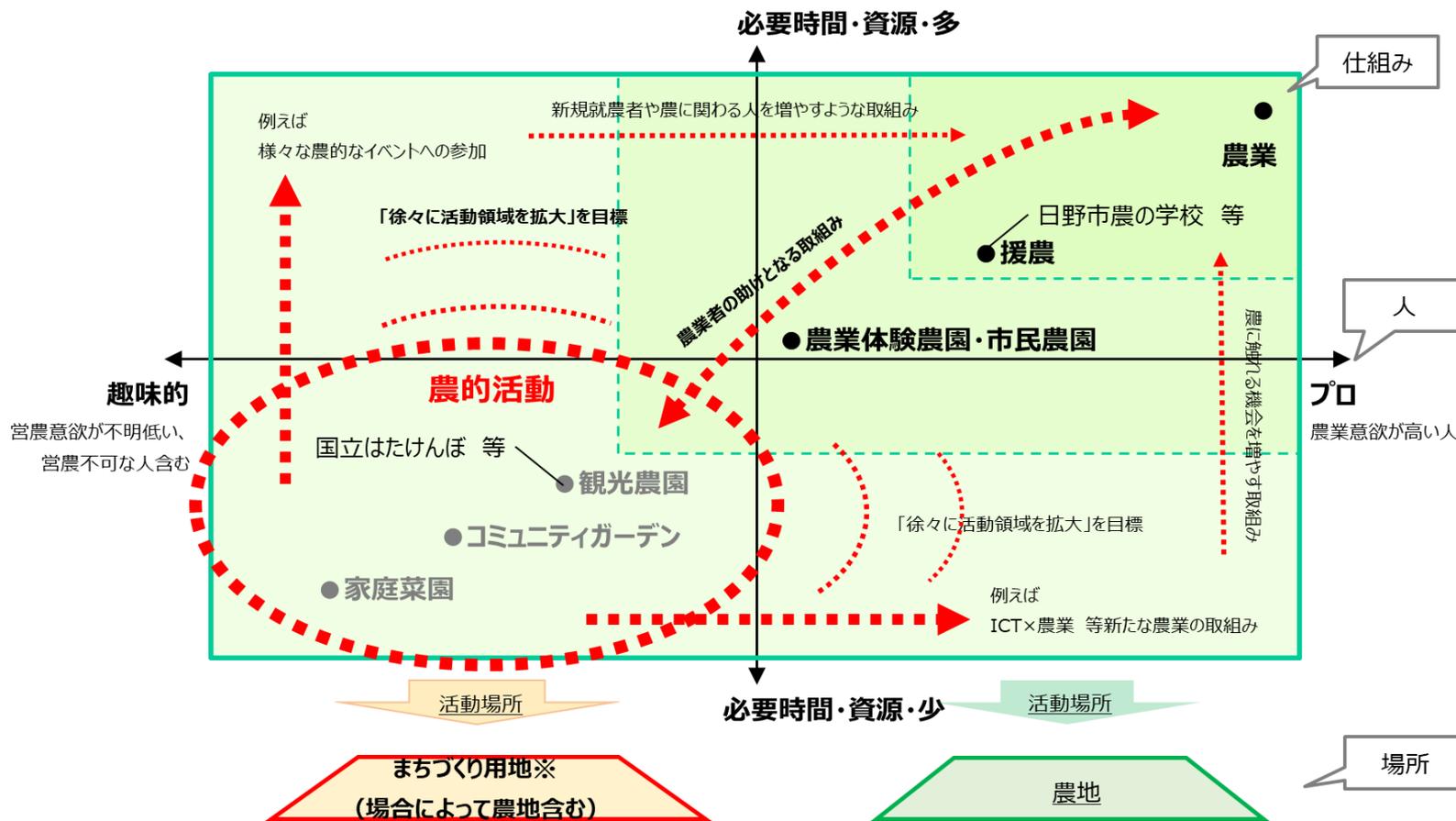
農のある暮らしづくり協議会の活動目的

- 都市計画の視点で実現を
 - 都市の農地が、「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へ
- 都市農地に本来の役割を
 - 相互扶助、食料生産だけでなく、環境保全、防災、教育、福祉、保健機能等を併せ持ち、地域ごとに特徴ある豊かな文化と景観を醸成
- 食べ物を育てる場を子どもたちに
- 農地や公園や空き地を地域の共有財産として生かす



重要

農業と農のある暮らしの連携について



→ 都市農業施策(農業者)とは、しっかりと役割分担、連携をしていく



農業と農のある暮らしの連携について

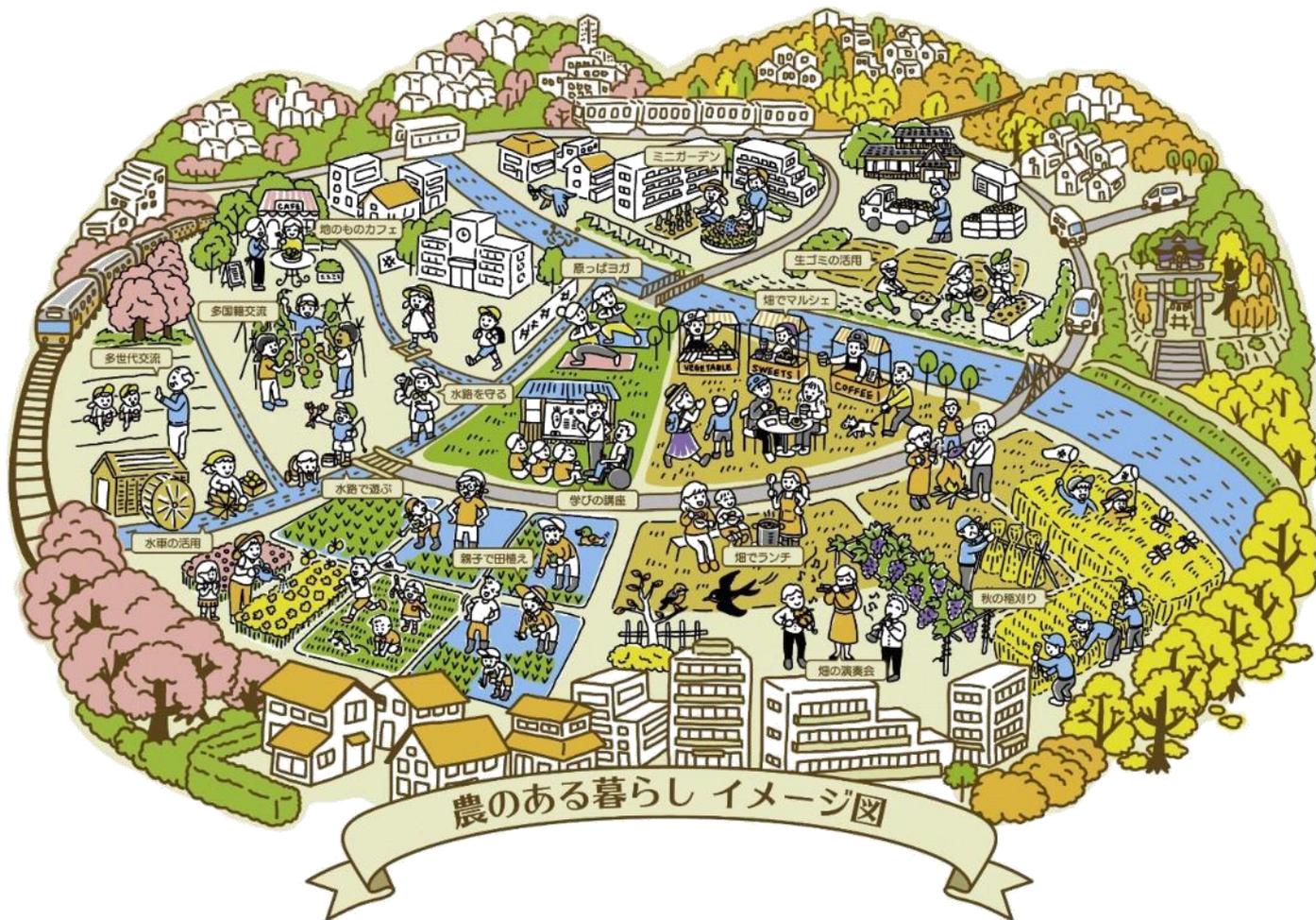
	仕組み（取組み）	:	人	×	場所	
農のある暮らし	農業	:	農業者	×	農地	…プロ、生業（なりわい）、農地の貸借含む
	援農	:	農業者	×	農地	…市民は参加者、市が土地の貸借する場合もある
	市民農園・ 農業体験農園	:	農業者	×	農地	…市民は参加者、市が土地の貸借する場合もある
	農的活動	:	様々な団体	×	農地	…農地の貸借による利活用。農業委員会の許可が必要
	農的活動	:	様々な団体	×	まちづくり用地※	…多様な主体（人）、多様な取組みが想定される。プランター等の家庭菜園も含まれるため場所を選ばない

※まちづくり用地…地域の資源となり得る公園・緑地・広場・学校用地・住宅地・空き地等 まちづくりの行われる空間

→ 都市農業施策(農業者)とは、しっかりと役割分担、連携をしていく



協議会が描く農のある暮らし





「農」に関わる活動を持続・発展させる上での現状と課題 (1)「人」

● 農家数の現状

2015年市町村農業後継者の有無別農家数 農業センサスより

	合計	後継者がいる	後継者がいない	後継者がいない割合
市部	4,026人	2,403人	1,623人	40%
日野市	150人※	86人	64人	43%

※販売農家

→ 農業は生業(なりわい)として取組むには、相応の覚悟が必要

→ 新規就農者も発生しづらく、農業者の高齢化・担い手減少



「農」に関わる活動を持続・発展させる上での現状と課題 (1)「人」

●「緑・農・用水路」に関わる活動概要 (協議会調査・2019年時点)

区域	団体数	区域	団体数
一中	9	七生中	5
二中	5	平山中	5
三中	6	三沢中	13
四中	4	市内広域	20
大坂上中	5	計	72

※【資料編 資料1】日野市における中学校区別「緑・農・用水路」に関わる活動 参照

→ 日野には緑や水に関わる活動団体が多くいる

→ こうした人たちを資源、人財として活かさないだろうか



「農」に関わる活動を持続・発展させる上での現状と課題 (2)「場所」

● 農地面積の現状

農地	課税地積(千㎡)	割合
全課税地積	1,672	100%
市街化農地	1,645	98.40%
市街化調整区域農地	27	1.60%
生産緑地	1,189	71.10%

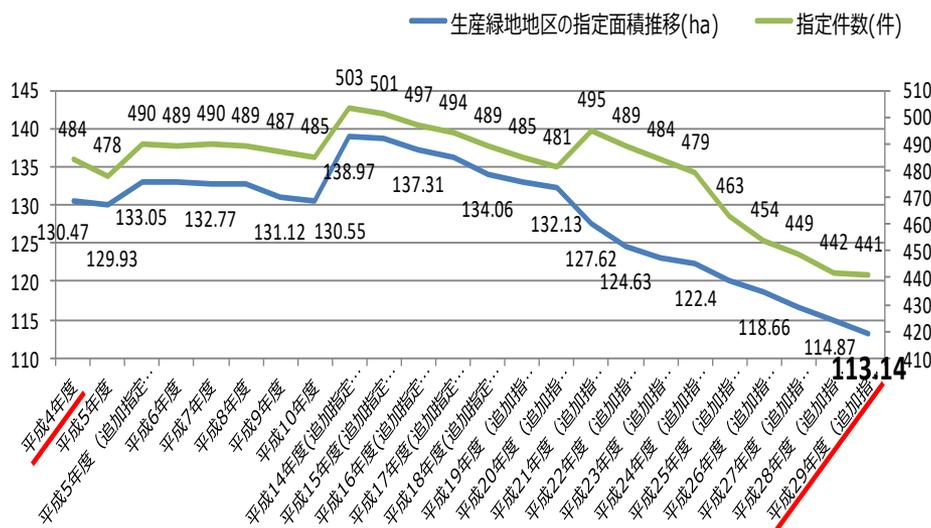
固定生産税課税台帳による課税地積合計(地目が田畑のもの・2017年時点)

→ 日野市の農地のうち7割が生産緑地



「農」に関わる活動を持続・発展させる上での現状と課題 (2)「場所」

● 農地面積の現状



→ 全国で見れば生産緑地の制度は有効

→ 日野市で見ると生産緑地の減少傾向は変わらず、2022年に一層減少することが懸念される



(3) 「仕組み」に関する現状と課題①

- 農業者の高齢化・担い手減少が農地減少に結びついており、農業者に対する農業支援の仕組みは、行政(都市農業振興課)や農協等による支援がほぼ中心
- 従来の仕組み(制度、支援体制)では、営農意欲が高いもしくは後継者のいる農業者に対しては有効的だが、営農が困難、営農意欲が低い、または不明な農業者に対しては、十分に機能せず農地の減少に歯止めがかけられない状況
- 従来の仕組みに加え、地域住民や民間企業の力を活かせるような、制度や支援体制を検討する必要がある。

(3) 「仕組み」に関する現状と課題②

- 農業に対する知識、農的スキル・経験が足りない
- 活動領域の関連団体、専門家、行政との連携が足りない

➤ 農地を利活用する場合

都市農地貸借円滑化法の制定により、農業委員会の認定を受けた上で、農業者以外の事業者や市民活動団体が農を活かした活動が可能となった。

農業の実情等、その実現のための条件、経験、知識等が求められる。**都市農業振興課、農業者や関係者等と連携・対話を通して**、協議会の活動趣旨を理解してもらい、また農業について理解した上で利活用していく必要がある。

➤ 農地以外の土地を利活用する場合

多様な主体による多様な農のある暮らしの実現にあたって、活動内容によっては様々な主体と連携を図る必要がある。利活用する主体・団体や利活用の内容によって、**関連する団体・専門家・事業者・行政各部署との連携・対話等が必要**となってくる。



(3) 「仕組み」に関する現状と課題③

- コーディネートする支援組織がない
- これまでの課題に挙げられたように多種多様な人を結び付け、農に対する理解を促進し、農に対する新たな付加価値を見出し、継続的な活動にするためには、**市民活動団体や行政の中間にこれらをコーディネートする機能をもった組織が必要**と考えられます。

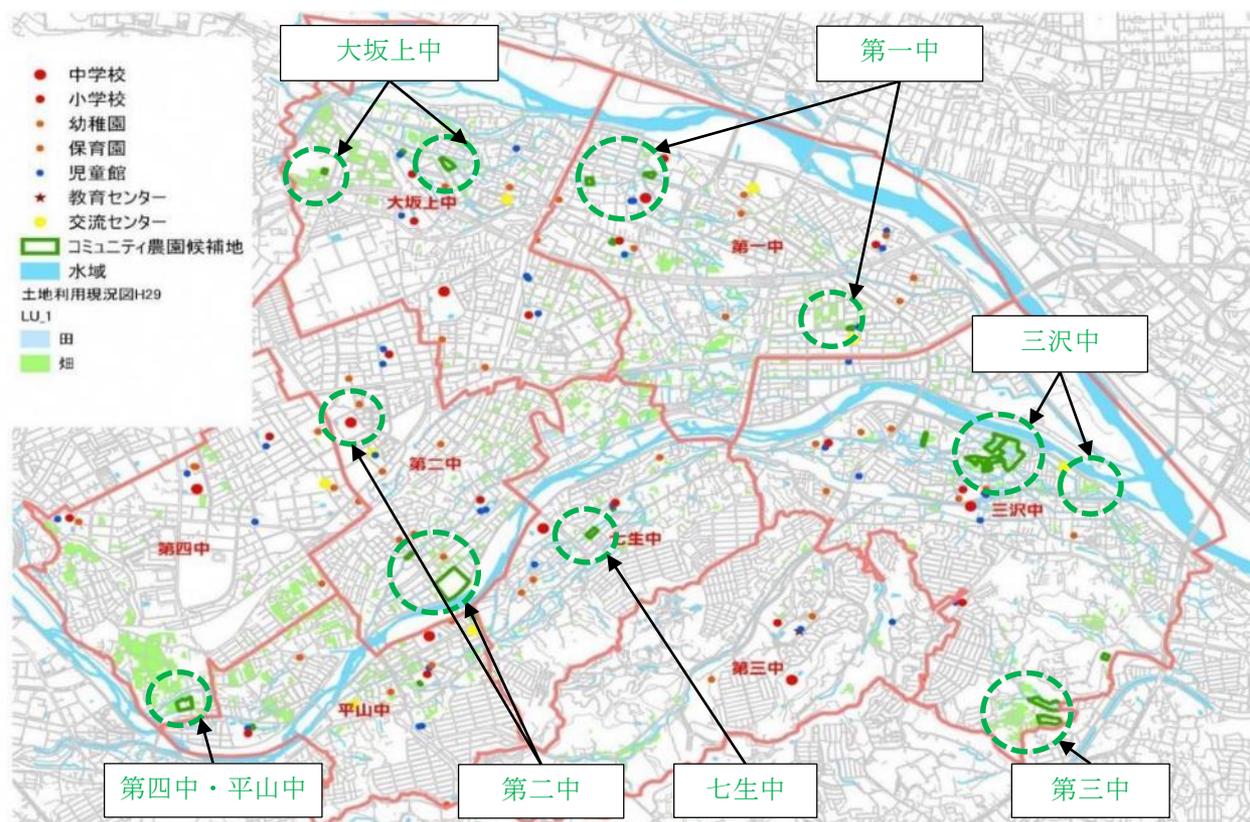
新たな農の価値を創出し農のある暮らしを担う人材を発掘し繋げる (1)「人」

- 協議会は、農業者、市民活動団体、企業、大学、行政等の多様な主体が定期的に情報共有や意見交換を行う対話の機会を設ける
- 農の新たな価値創出の取組みの実現のための人材を新たに発掘したり、既に活動している人や団体同士を繋げていく



資料編 事例紹介①【農でつながる生き生き会議
～農の新たな価値創出のための対話・交流の場～
平成26年 協議会事務局メンバーによる実現】

農のある暮らしづくりの活動拠点毎の課題を把握し、 地域の実情に合わせた活動支援をする (2)「場所」



→誰もが気軽に立ち寄れる範囲(中学校区に一カ所程度)にあることを目標

**重要**

取組みの方向性「仕組み」

(3)農のある暮らしの活動が持続・発展する仕組みを整える

- 協議会を継続し、推進組織を設立する
 - 協議会は本計画策定後には農に関わる個人・団体(市内外)の交流・共創の場とし、推進組織は協議会の事務局を担う。
 - 市民や企業等が農地を活用したイベントや事業を実施する際、連絡窓口となり、各種調整やコーディネート機能を担う。
 - まちづくりに関する地域課題を市民活動団体や行政と連携した上で把握し、必要に応じ、協議会を開催する。

**重要**

取組みの方向性「仕組み」

(3)農のある暮らしの活動が持続・発展する仕組みを整える

- 地域、市民活動団体や行政等それぞれのまちづくりの課題の把握及び支援
 - 活動団体へのヒアリング、調査、社会実証 等の様々な事業を行う上での準備
 - コミュニティガーデン(農園)の開設・運営・ノウハウの共有
 - 周辺の市民、市民活動団体、行政と連携し、まちづくりの資源となり得る場所「まちづくり用地」に対し、必要な調整、手続きを講じた上で、利活用可能な団体や市民等へ仲介する。



重要

取組みの方向性「仕組み」

(3)農のある暮らしの活動が持続・発展する仕組みを整える



農のある暮らしの事例・モデルプラン

- 三沢中学校地域の落川・新井エリア



→農のある暮らしの実現している事例として



重要

農の暮らしの実現に向けて

- 1段階目:活動実績を作る
 - **公園、緑地等の公共用地の利活用から実績を積む**
 - 【人】協議会の運営、活動の輪や活動に対する理解を広げていく
 - 【人】モデル地区(1、2地区)における課題、活動団体、活動内容 等を把握する
 - 【人】市民活動団体のヒアリングによる情報共有、課題やニーズの把握
 - 【場所】行政との情報共有により、市内のまちづくり用地を把握する
 - 【仕組み】社会実証を通じた利活用や管理方法等の取組みについて検討する
 - 【仕組み】農業関係者に対し、活動趣旨について理解を得る
- 2段階目:活動領域の拡大
 - 【人】対象となるモデル地区の地区数や範囲の拡大
 - **【場所】地域主体の公園、緑地の管理、利活用方法の検討**
 - **【仕組み】組織体制(都市再生推進法人、みどりの法人等)の検討**
 - 【仕組み】農業関係者のニーズに合った提案
- 3段階目:多様な主体の参加・多様な用途の実現
 - 【人】関係団体との連携、マッチング支援
 - **【場所】農地の貸借による農地の保全**
 - 【仕組み】財源確保の手段の検討



今後の予定について

条例による手続き

- 縦覧期間 : 2/15-3/5(広報ひの2/15号)
- 説明会 : 2/27 10:00~12:00
PlanT イベントスペース
…縦覧2名、説明会参加者7名
- 意見書受付期間 : 2/15-3/12
…意見書無し
- 市民まちづくり会議 : 3/24
- 農のある暮らしづくり計画の決定: 4月~